

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、徳島市万代町6丁目2番地の3圃山靖助の請求に係る監査の結果を、平成15年9月18日決定したので、次のとおり公表する。

平成15年9月30日

徳島県監査委員	四十宮	惣	一
同	藤	江	駿
同	嘉	見	博
同	福	山	守

第1 請求の受付

平成15年7月25日付けで提出された監査請求は、これを受付した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

監査請求人（以下「請求人」という。）に対して地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定により、平成15年8月27日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象機関

県土整備部建設管理課及び日和佐土木事務所を監査対象とした。

3 関係人の調査

平成15年8月28日、本件監査請求の対象となっている平成14年8月27日入札「側溝整備工事（路線名・牟岐海南線、工事箇所・海部郡海南町小川）」及び同年12月12日入札「河川海岸維持修繕事業（業務委託）（路線名・長泉寺谷川、工事箇所・海部郡海南町多良）」に係る指名業者（15社）を法第199条第8項の規定により関係人として出席を求め、調査を実施した。

第3 監査の結果

本件監査請求は、理由がないので、これを認めることができない。

第4 決定の理由

1 請求の要旨

- (1) 徳島県では汚職問題調査団も指摘しているように、談合入札が広範にわたり日常茶飯時のように行われているが、本件は行政が不正入札を黙認かつ容認し、事実上は官主導で談合入札が公然と行われているケースである。徳島県知事・上総周平県土整備部長・和泉賢司日和佐土木事務所長・沢田浩一次長らは、(有)吉田組の常勤取締役で経営責任者を兼ねる吉田能子が、県が発注する工事の指名競争入札で(有)吉田組と同じ県営工事に指名されている(有)海部川建設の入札代理人となり、談合入札している事実を知悉していながら、これらの違法行為を黙認・容認し徳島県に損害を与えた。
- (2) 平成14年8月27日入札、工事名側溝整備工事・路線名牟岐海南線・工事箇所海部郡海南町小川・予定価格（税込）3,381,000円・最低制限価格（税込）2,268,000円で、15社（別紙のとおり(有)吉田組・(有)海部川建設・(株)中島組・阿波土建(株)・阿波開発工業(株)・(有)川上建設・(有)壯成建設・(有)太平建設・(有)福本組・(株)谷田組・大洋建設(株)・(株)川村建設・(株)轟・海南建設(有)・(有)瑛建)による指名競争入札を行い、(有)吉田組が2,919,000円（税抜き入札額は2,780,000円）・予定価格に対する落札率は86.34%で落札した。しかし、前述したように(有)吉田組の常勤役員で経営責任者である吉田能子が、(有)海部川建設の入札代理人として二番札入札額3,180,000円（税抜き）で入札するなど、(有)吉田組の入札額を知悉して談合し応札したことは論ずるまでもなく、競争入札になると公表されている最低制限価格2,268,000円で落札されるので、徳島県に651,000円の損害を与えた。
- (3) 平成14年12月12日、委託事業名河川海岸維持修繕事業（業務委託）・路線名等長泉寺谷川・委託業務箇所海部郡海南町多良・予定価格（税込）1,438,500円で前述（別紙のとおり）15社による指名競争入札が行われ、(有)吉田組が税込み1,333,500円（税抜き入札額1,270,000円）・予定価格に対する落札率92.70%で落札した。しかし、前述したように落札した(有)吉田組の常勤取締役で経営責任者を兼ねる吉田能子が、(有)海部川建設の入札代理人として三番札1,350,000円（税抜き）で応札するなど、(有)吉田組の入札価格を知悉して組織的・構造的談合入札を行い、徳島県に266,700円の損害を与えた。
- (4) 本件は(有)吉田組の常勤取締役兼経営責任者である吉田能子が、(有)海部川建設の入札代理人になるという前代未聞の不祥事を、徳島県知事・県土整備部長・日和佐土木事務所長及び次長ら関係職員が、その事実を故意に見逃し請求人が情報公開を求めても公開を拒否し容認してきたのは、前知事を支援する圓寿会の大幹部Aが入札問題で絶大な力を持っていたが、そのAの縁者である(株)B組（C代表取締役）は、(有)吉田組のみならず(有)海部川建設・(有)中西組などを傘下に置き、談合入札を公然と行うばかりか経審申請でも公文書を不正に偽造しランク上げを行うが、日和佐土木事務所長ら関係職員もAに迎合するように不正行為を故意に見逃し容認してきたもので、徳島県が行う県営工事で官と建設業者の癒着による構造的・組織的不正（談合）入札のケースでもある。
- (5) よって、徳島県知事・県土整備部長・日和佐土木事務所長ら関係職員らが、構造的かつ組織的談合入札を容認する違法を確認するとともに、知事は県に損害を与えた和泉賢司・澤田浩一・(有)吉田組・(有)海部川建設・飯泉嘉門・上総周平らに、連帯して917,700円と支出日より支払済みまで年5分の割合に

2 判 断

- (1) 請求書の要旨及び陳述の内容から、請求人の主張を整理すると、次のとおりである。

有限会社吉田組(以下「吉田組」という。)が落札した平成14年8月27日入札の側溝整備工事(牟岐海南線)及び同年12月12日入札の河川海岸維持修繕事業(業務委託)(長泉寺谷川)(以下「本件工事等」という。)において、吉田組の取締役で経営業務の管理責任者である吉田能子氏が、同じく指名を受けた有限会社海部川建設(以下「海部川建設」という。)の入札代理人となり、吉田組の入札価格を知っていて談合入札を行っている。よって、知事ら関係職員が官と建設業者の癒着による構造的、組織的談合入札を容認する違法を確認するとともに、談合入札による損害金等を知事ら関係職員と吉田組、海部川建設に連帯して県に返還させるよう求める。

- (2) 本件工事等の入札結果は、次のとおりであり、法第234条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の13において準用する同令第167条の10第2項の規定に基づき、落札者を決定している。

ア 工事名 側溝整備工事
路線名等 牟岐海南線
工事箇所 海部郡海南町小川
入札日 平成14年8月27日
予定価格 3,381,000円(消費税及び地方消費税を含む。
以下同じ。)

最低制限価格 2,268,000円

落札額 2,919,000円

落札者 吉田組

入札参加業者 15社

イ 委託業務名 河川海岸維持修繕事業(業務委託)

路線名等 長泉寺谷川

委託業務箇所 海部郡海南町多良

入札日 平成14年12月12日

予定価格 1,438,500円(消費税及び地方消費税を含む。
以下同じ。)

落札額 1,333,500円

落札者 吉田組

入札参加業者 14社(指名業者15社のうち1社辞退のため。)

- (3) 談合入札等の事実を確認するため、本件工事等の入札に参加した指名業者(15社)の出席を求め、個別面接による調査を平成15年8月28日に実施したところ、いずれの業者も談合入札が行われたことについて否定した。

また、監査対象機関を監査したが、本件工事等に関し談合入札が行われたという情報も得ておらず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の設定のあるものは、最低制限価格以上で最低の価格をもって申込みをした者を、また、最低制限価格の設定のないものは、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定したものであり、入札は適正に行われたものと認識しているとのことであった。

- (4) 次に、本件工事等の入札当時、吉田組の取締役であり、経営業務の管理責任者であった吉田能子氏が、海部川建設の入札代理人として入札に参加していることについてみる。

① 有限会社の取締役にいる者が他社の入札代理人となっている点について

有限会社法(昭和13年法律第74号)第29条において、取締役が、自分や自分以外の人のために、会社の営業種目に属する種類の取引きをするには、社員総会において、その取引きが会社に影響を及ぼすものであるかどうかを判断するのに必要な事実、たとえば取引きの相手方、取引き内容等をあらかじめ示して、社員総会の承認を得なければならないものとされている。前述の調査で確認したところ、吉田組においては、このような手続きは行われていなかった。

しかしながら、このことについては、競業避止義務の関係から吉田組内部における問題となることはあっても、直ちに、本件工事等の入札に関して、入札の効力に影響を与えるものとは言えない。

② 経営業務の管理責任者が他社の入札代理人となっている点について

建設業法(昭和24年法律第100号)第7条において、建設業の許可基準が定められており、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるものの1人が、許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者等に該当することとされており、吉田組においては、本件工事等の入札当時、取締役である吉田能子氏がその任にあっていたものの、同法においては、経営業務の管理責任者が他社の入札代理人となることを禁じる旨の規定はないものである。

また、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)、競争契約入札心得(昭和49年監第375号)をはじめとする県の例規等にも代理人の選定についての詳細な規定はなく、同心得では、「入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村長発行)は、不要とする。」と明記されており、入札執行時において代理人の審査は行われていないところである。

しかしながら、経営業務の管理責任者が、同一工事の指名競争入札において他社の入札代理人となることは、一般的には疑念を招く行為であり、適切でな

いものと考えられる。

なお、監査対象機関に聴取したところ、当該事務所で実施する競争入札に参加している管内建設業者数は61社、管外建設業者数は207社、加えて県内外の建設コンサルタント関係業者数も100社以上に及び、その業者の全ての代表者や役員、従業員等について入札担当職員が把握することは至難であるとのことであった。

(5) 以上のように、経營業務の管理責任者の職にある者が、他社の入札代理人となるなど、一部適切とは言えない面も見られるが、前述のとおり、本件工事等の入札に参加したいずれの業者も談合入札について否定するなど、監査の過程において、談合入札についての確証は得られず、その存在を認めることはできないと言わざるを得ない。

(6) 以上のことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、入札代理人の選任等において不適切な事例が見受けられたとして、平成15年7月16日付け県土整備部長名で、適正を期すよう関係機関あて通知しているが、今後、さらに談合入札等不正行為の防止に向け不断の改革がなされるよう望むものである。